

# 雲南市の コミュニティ・スクール



雲南市教育委員会

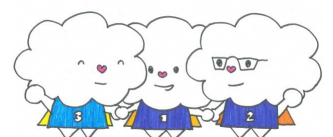


僕の名前はクラさん  
雲南市の子どもたちの「学び」や  
「成長」をいつも支えています！



# 目次

コラム	コミュニティ・スクールに関わる法改正	… 2
1	雲南省の考えるコミュニティ・スクール	… 3
コラム	目指す子ども像の設定	… 9
2	雲南省のコミュニティ・スクール基礎資料	…15
	地域とともにある学校づくり推進事業資料	
	各学校運営協議会規約・組織図（R2年度）	
コラム	学校はだれのもの（学校は地域に浮かぶ船）	…28
【付録】		
	コミュニティ・スクールとは	…29
	～文部科学省の資料から見る	
	コミュニティ・スクール～	





## 【この資料の趣旨】

この資料は、R1年度に雲南市内すべての中学校区設置されたコミュニティ・スクールについての意義や価値、設置にかける雲南市の思い等に関わる全ての皆様と共有することができるよう作成しました。

その上で、コミュニティ・スクールについてご理解いただき、子どもたちの学びや育ちを地域・学校・家庭がともに作り上げていくことができる体制や意識を作っていきたいと願っています。

## コラム

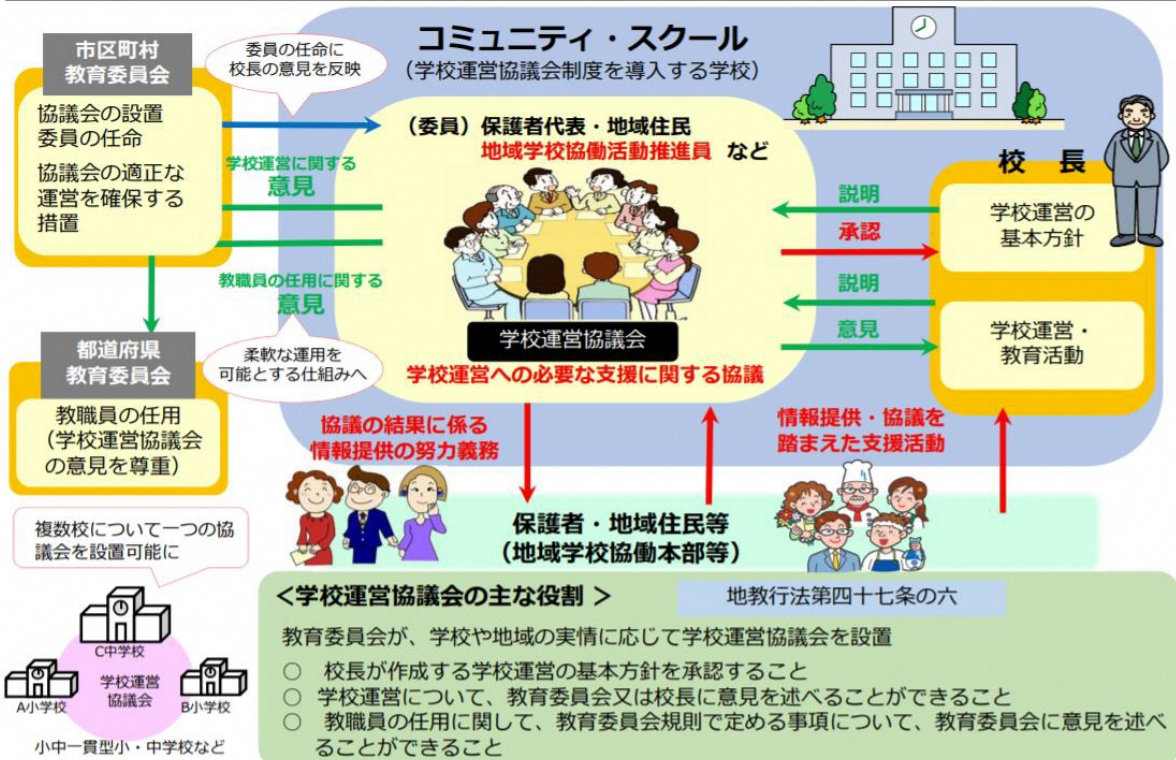
## コミュニティ・スクールに関わる法改正

### ▶▶コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6）

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

### 地教行法改正後のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み（H29.4～）



出典：「これからの学校と地域」（文部科学省）





# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



## 第4次 雲南市教育基本計画

<令和2(2020)年度~令和6(2024)年度の概要>

### 雲南市教育基本計画とは

雲南市教育基本計画(以下「計画」)は、「雲南市総合計画」や鳥根県の「しまね教育魅力化ビジョン21」、国の「教育振興基本計画」を踏まえ、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置づけるもので、中長期的に取り組むべき本市の教育課題や目指すべき姿、取り組みの方向性等を示すものです。

平成17年3月に第1次計画を策定以降、本計画に沿って本市の教育を推進してきており、第4次計画ではこれまでの基本理念を継承した上で、「Society5.0」や「人生100年時代」など変化の激しい社会において、将来の雲南市を担う子どもたちが、夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育むことに取り組んでいます。

**ふるさとを愛し 心豊かでたくましく  
未来を切り拓く 雲南市の人づくり**

【目指す人物像~ふるさとの偉人~】

「故郷を愛す 国を愛す 世界を愛す」「如己愛人」

の精神を身に付けた人づくり



上代タノ氏(日本女子大学第6代学長)  
雲南市大東町出身



永井隆博士(医学博士、随筆家)  
雲南市三刀屋町出身



【具体目標】

- 自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり
- ひと・もの・こととの出会いによる豊かな人づくり
- 健やかな体でたくましく生きる人づくり
- 夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり

【目標達成に向け子どもの学びや育ちを支援する基本的な柱】

重要施策① 「夢」発見プログラムのさらなる充実

重要施策② コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の活性化

重要施策③ 各種コーディネーターの効果的活用と連携の強化

# 雲南市の考える コミュニティ・スクール

## なぜコミュニティ・スクールが必要なのか？

VUCA※の時代と言われるようになりました。これまで以上に時代の変化、物事の変化の質や量が大きく早い変化に伴い、これまでの成功例がこれからの成功例とは言えない時代。これから起こることが本当に予測できない時代となってきています。

これまでも将来が確実に見えていたわけではなく、ある程度の不確実さを持っており、それに人は対応しながら工夫して生きてきました。

しかしながら、これからの子どもたちが生きていく世界は、私たち大人が生きてきた以上に先が見えない、変化の質・量が大きく、スピードの速い時代を生きていくこととなります。そのような時代を生き抜く子ども達（私たちも含め）が、主体的に周りの情報をしっかりと集め、整理し、自分で判断し、周りの人と協働しながら粘り強く納得解を導いていくことができるような力を身につけていくことが重要になるはず。そのためには、学校での学びを基礎とし、学校外での学びや地域での学びを、その場にいる人たちと一緒に進んで主体的に深めていくことが必要になっていくと考えられます。

そのような学びが生み出されるためには、学校や地域がそれぞれ開かれていることが必要になってきます。それを可能にする、『学校を核とした地域づくり』『地域とともにある学校づくり』の実現を目指していくことが、子どもたちの学びをこれまで以上に深めていくのにとっても重要になると考えます。

コミュニティ・スクールの必要性はまさにそこにあります。

子ども達が安心して学び成長できる環境（地域）は大人達にとっても安心して生活できる環境（地域）になっているはず。

地域の子どもの学びの環境づくりは地域の大人たちが担う、そのような大人の姿を見ることで子どもたちは自分たちが大人になったときに、当たり前のように地域の子どもの学びの環境づくりを担うようになることでしょう。その行為（文化）の繰り返しこそが、地域総がかりでの教育の実現、「学校を核とした地域づくり」「地域とともにある学校」につながっていくものと考えます。

子どもたちを核にこれからの学校、地域の子どもの学びや成長、これからの地域、家庭の在り方、親子の関わり方などについて日常的に対話を行える環境づくりを行うことは、私たちがこの地域でお互いに助け合い、高まりあいながら幸せに生きていくために必要不可欠な事であると考えます。

そのような対話や行動が繰り返されることにより、当たり前のように人権が守られ、当たり前のように地域の課題が地域の住民で共有され、当たり前のように地域の総力で課題に向かうような地域が醸成されていくものと考えます。

雲南市ではそのような地域・学校・家庭の動きにつながっていくことを目指し、キャリア教育を軸にコミュニティ・スクールという仕組みを使って、学校教育と社会教育の両輪で取組の深化・充実を進めていきます。



※VUCA

<b>V</b> olatility	変化の量や質が大きくスピードも速い
<b>U</b> ncertainty	これから起こる事柄が予測できない
<b>C</b> omplexity	数多くの要因が複雑に絡み合っている
<b>A</b> mbiguity	物事の原因や因果関係が不明瞭である



# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



## 雲南市の児童生徒の実態（地域との関わり）

雲南市児童・生徒実態調査から見る地域との関わりは

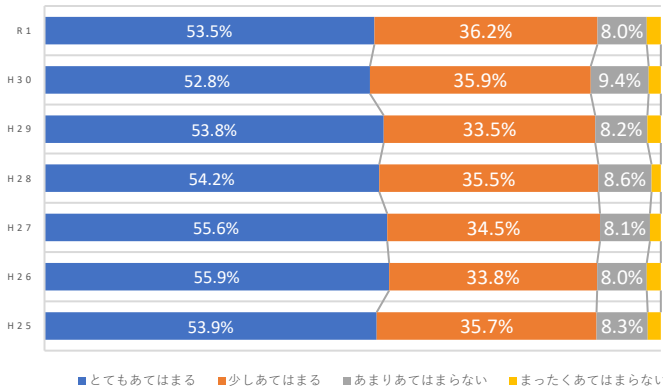
- ①「今住んでいる町が好きだ」という設問ではH25年からの調査で約90%の児童・生徒が今住んでいる町が好きをと答えており、ふるさとへの愛着が変わらず高い数値を示しています。
- ②「学校の活動で、地域の人によくお世話になっている」という設問では、年々授業における学校と地域のかかわりが深まり、児童・生徒もそれを意識するようになってきているようです。年々この数値が高くなってきています。
- ③授業における地域と学校の関わりが深まることにより「家族以外の身の回りの人に『こんな人になりたい』と思うような大人がいる」、「地域や社会をよくするために自分でもできることがあると思う」という設問も比例して年々その数値が高くなってきています。

すでに雲南市の児童・生徒はしっかりと地域への愛着を持っています。そして地域と学校が授業の中でしっかりと連携・協働する体制を強くしていくことで、児童・生徒がこうありたいと願うようなロールモデルを獲得したり、地域貢献への意欲を高めたりすることができることも見えてきました。

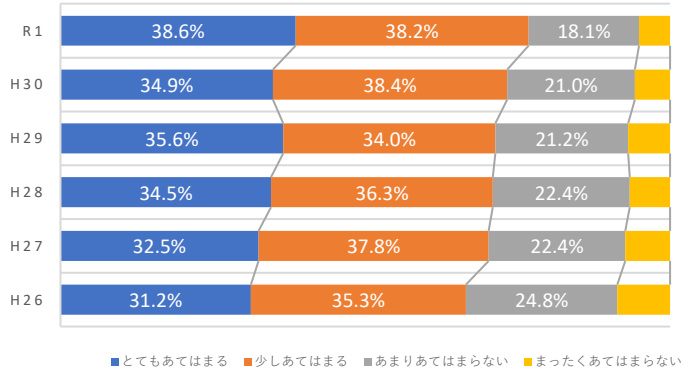
コミュニティ・スクールが担うのは、当たり前のように地域・学校・家庭が手を取り合って子どもたちに向き合っているよというメッセージを大人たちの行動から伝えることができるような動きを作っていくところにあると考えます。

生まれ育った町を誇りに思える。生まれ育った町に住んでいる「ひと」を誇りに思える。生まれ育った町の「ものやこと」を誇りに思えるそんな学校内外での活動や学びを地域総がかりで作っていくのがコミュニティ・スクールだと確信しています。

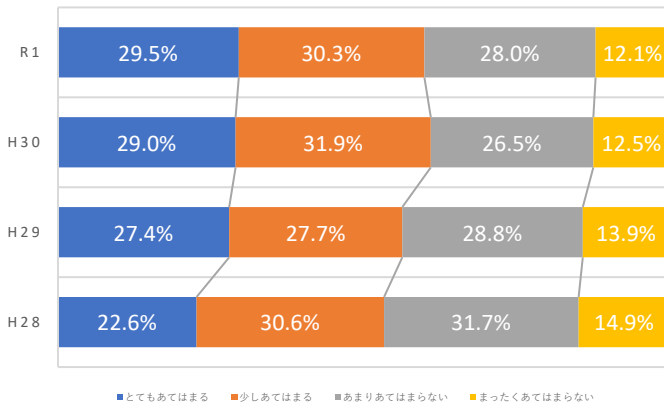
今住んでいる町が好きだ。



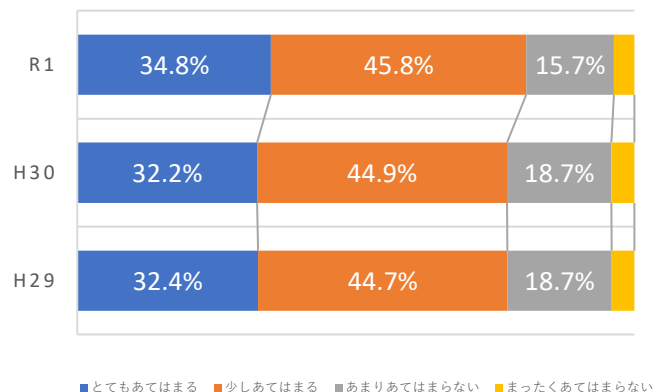
学校の勉強や活動で、地域の人によくお世話になっている。



家族以外の身の回りの人に「こんな人になりたい」と思うような大人がいる



地域や社会を良くするために、自分にもできることがあると思う

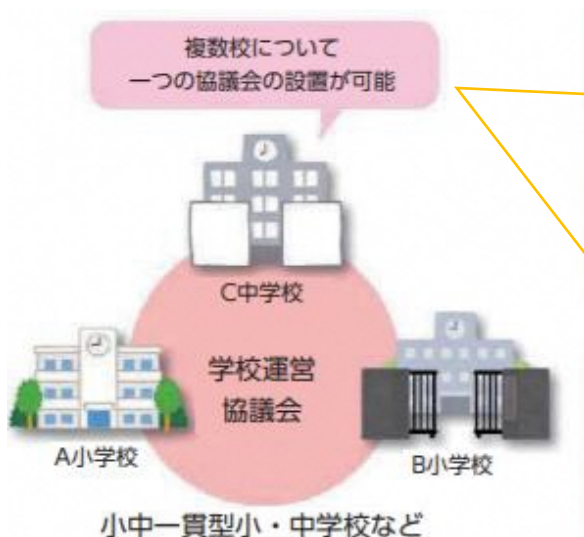






# 雲南市の考える コミュニティ・スクール

## 雲南市のコミュニティ・スクール



雲南市では中学校区に1つのコミュニティ・スクールを設置しました。

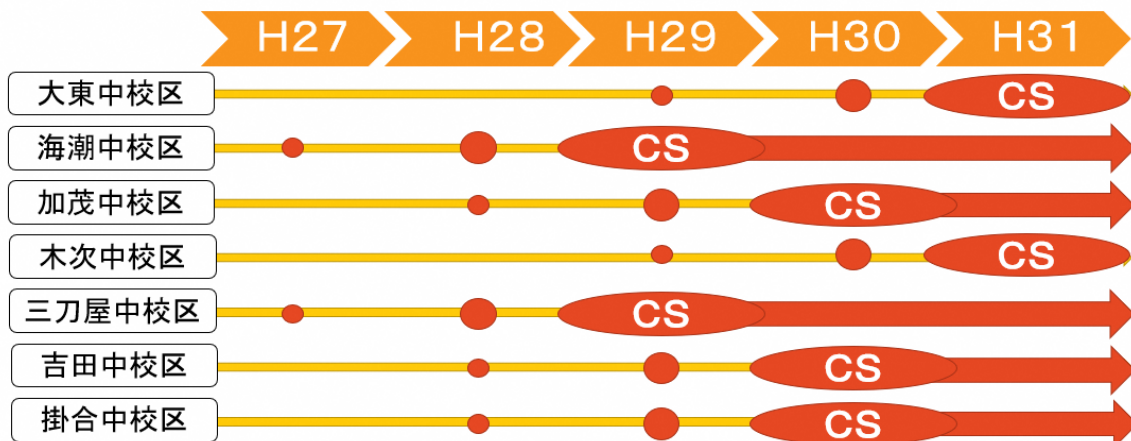
中学校区でのコミュニティ・スクールの導入は

- ①H20年度よりスタートした『夢』発見プログラムを核とした、保幼小中での一貫したキャリア教育の推進
- ②地域・学校・家庭が中学校卒業時の生徒像を共有し、そこに向かい対話を進めることにより地域総がかりで地域の子どもを育てていこうとする意欲の醸成と取組の充実化を目指して行っています。

## 雲南市のコミュニティ・スクールこれまでの流れ

### 設置のスケジュール

2年の準備期間の後、中学校区ごとに学校運営協議会を設置する



→H31年度には全ての中学校区（学校）がコミュニティ・スクールになる

各中学校区は2年間の準備期間を経て学校運営協議会を設置しました。  
令和元年度には7つの中学校区全てに学校運営協議会が設置されました。

# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



これまでは...

## 学校評議員制度 学校支援地域本部事業

学校地域支援本部はあくまでも学校の学びを支えるための取組  
これにより学校内に多くの地域のボランティアさんが登場!

学校評議員は校長に対して学校経営の意見を述べるができるがそれを採用するかは校長の判断

**学校の支援・応援の意味合いが強い**  
**地域・家庭が子どもの学びの当事者になりにくい**

これからは...



## 学校運営協議会 地域学校協働活動

学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となって子どもたちの学びや成長を支えていくんだ



### 学校運営協議会委員は法的に認められた立場


学校を核とした地域づくりを進める取組

地域の子どもを中心にしながら、子供たちの成長や学びを議論の中心に、地域は、家庭は、学校はどのような未来を描き、実行していくのかを考え行動していく合議・決議機関

そのために対等な立場で対話し、対話で決まったことに責任を持ち、みんなで連携・協働してともに進んでいく

### 地域学校協働活動はその具体的手段

その目指す子ども像に向かって地域のあらゆる立場の方々がそれぞれ、または連携・協働して地域の取組に意図的に学校が参画する、学校の授業に地域が参画することで地域の次の担い手が生まれる具体の取組を通して「学校を核とした地域づくり」を進める



# 雲南市の考える コミュニティ・スクール

## 雲南市の学校運営協議会で行うべきこと

### PLAN

#### 目指す子ども像の設定

その地域の子ども達の中学校卒業時の目指す子ども像を  
地域・学校・家庭の対話の中から設定をする。

※誰でもイメージできるような具体的な目指すべき姿を設定  
できるとよいですね

地域・学校・家庭で目指す子ども像に対する取組を共有・検討

目指す子ども像の実現に向かって

学校ではどのような取組を進めていくのか

→**学校経営方針の承認が必要となる**

地域ではどのような取組を進めていくのか

家庭ではどのような取組を進めていくのか

→**地域やPTAの取組の方針も共有・承認も必要になりますね**

これらの取組を推進できる組織の在り方を検討する

・複数の学校の意識をまとめるためには？

・複数の地域組織の意識を共有するには？

・複数のPTAが同じ目線で取組を進めるには？

・学校と地域・家庭で連携して進めるためには？

→**どのような組織だとこの取組を推進できるか、地域の・実態  
実情に合わせてアイデアを出し合うことが重要ですね**

### DO

地域・学校・家庭がそれぞれ、または連携・協働して  
必要な取組を進めていく

・基本は地域・学校・家庭がそれぞれでしっかりと取組を進めて  
いくことが重要です。**最初から連携・協働ありきでの取組を進める  
のではなく、必要に応じて、または連携・協働したほうが効果が高  
い場合において進めていくべきですね。**



# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



目指す子ども像の実現に向けた  
PDCAを回していくのが大切だね



## ACTION

評価をもとに目指す子ども像の再設定（目標到達時）  
次年度の重点的取組の検討

- ・目指す子ども像に近づくことができたのかどうか
- ・目標が達成できていた場合は、次なる目指す姿を対話によって作り出すことも必要ですね。
- ・目指す子ども像は逐次更新されていくことが望ましいですね、目標達成に向かう取組を進めていく取組が必要ですね。

## CHECK

目指す子ども像に向かうそれぞれの取組の点検・評価

- ・目指す子ども像に向かう地域・学校・家庭の取組について、具体的に評価を行います。
- ・アンケート等の実施、集計結果からの考察も重要です。
- ・各学校の学校評価をここに合わせて行うことは難しいですね。各校の個別の評価については学校評議員を活用し、個別にしっかりと評価してもらう必要がありますね。


## コラム

### 目指す子ども像の設定

コミュニティ・スクールで目指す子ども像を設定し、そこに向かっての取組を検討すると、「それで、そのことは大人はきちんとできているのか」という問いが生まれます。そして、大人もその姿を目指そうという動きが生まれています。

将来の地域を担う子どもたちの姿、いわば将来の地域の姿を思い描いていると、実は近い未来、今の大人たちの姿が変わってくるということが起こります。

目指す子ども像は子供たちのためと思われやすいが、実は目指す未来の地域の姿（遠い未来も近い未来も含む）を考えていることにつながっていくことが雲南市のコミュニティ・スクール設置のための5年間の取組から見えてきています。



# 雲南市の考える コミュニティ・スクール

## 中学校区でのコミュニティ・スクールにかける思い

島根県内であれば、小・中学校単体でのコミュニティ・スクールを設置することは難しいことはありません。それはこれまで取り組んできたふるさと教育や学校支援地域本部事業等で学校と地域が子どもたちを中心に、子どもたちの学びを軸にしながら連携・協働を進めてきたからにはほかなりません。

雲南市ではすでに地域と各学校単位での連携・協働が進んでいますので、更に小・中学校が同じ意識のもと一貫した教育を進めていくために、そして保幼小中高までも一貫した教育の実践につながっていくことを期待し、中学校区でのコミュニティ・スクールの設置を推進してきました。

中学校区でのコミュニティ・スクールを設置するにはこれまで以上に地域・学校・家庭が地域の子どもの成長と学びについて自分事になる覚悟をもって取り組んでいくという意識を持つ必要があります。そして、今日的な複雑な課題を子どもたちが主体的に他者と関わりながら問題解決を図っていこうとすることができるようになるためには、大人自らも主体的に（課題を自分事として）他者と関わりながら（地域・学校・保護者の垣根を越えて）問題解決を図っていこう（熟議と対話を重ねて解決策を考える）とする姿を見せていく必要があると考えます。

雲南市が進めている中学校区でのコミュニティ・スクールの設置には課題も多く存在しています。

現在のコミュニティ・スクールの課題としては、

- ①既存の会議体との関係性の整理 一本化
- ②誰が中心となって進めていき、何を議論するのか
- ③協議会の在り方、メンバーシップと役割
- ④コミュニティ・スクールに対する地域・学校・家庭それぞれの自分事化等があります。

これから更に雲南市のコミュニティ・スクールを進めながら、これら課題を解決し、雲南市のコミュニティ・スクールの取組の内容を高めていくこととなります。

# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



## コミュニティ・スクールを担うべき人

地域

地域自主組織  
社会教育委員  
地域の事業所  
学識経験者 他

学校

保幼小園長  
小中学校校長  
(高等学校 校長)

教育支援CN・地域CN  
(地域学校協働活動推進員)

家庭

PTA

おさらい

### ▶▶コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行） (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

各中学校区の実態・実情に応じて委員の選出を進めています。

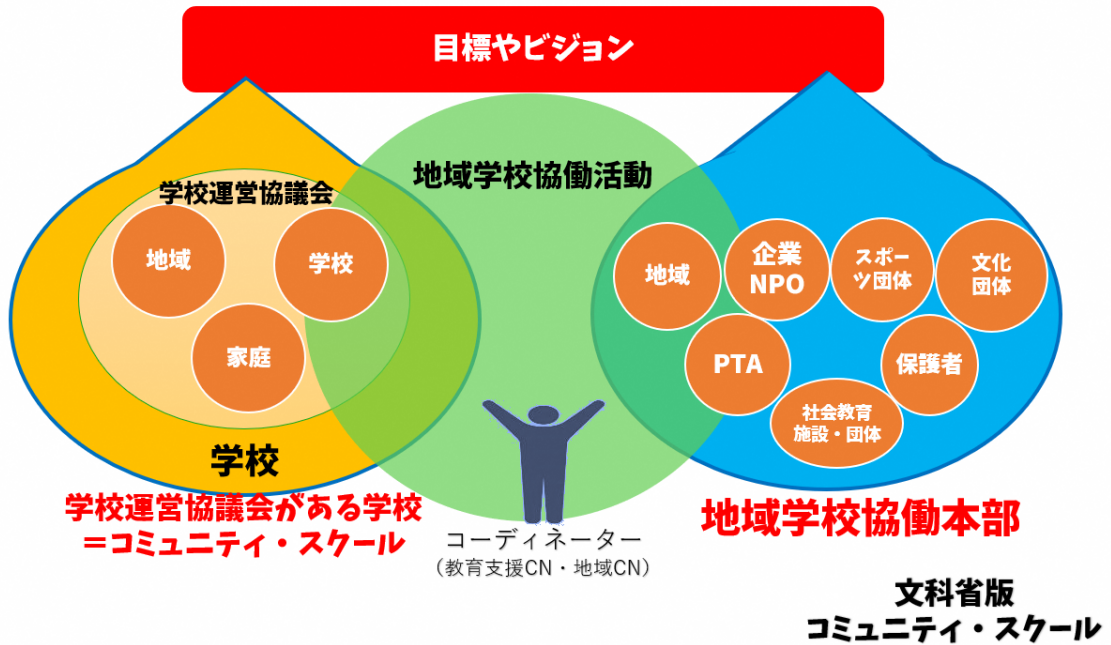
学校運営協議会は合議・決議機関ですので、その中学校区の今後の目指す子ども像とその実現のための動きを決める必要があります。決めるためにはそれに適した人数があります。また急速な社会の変化に対応するために、多様な価値観や立場の方々が協議会に参画することにより対話が活性化され、これまでにない新たなアイデアが生まれてくる可能性があると考えます。

法改正にも明記されたように、まずは学校運営協議会での協議について委員さんは関わる方々にしっかりと周知していただくことが最も重要だと考えます。まずは学校運営協議会ではどんなことを考え、どのような取組を進めていこうとしているのか、学校・地域・家庭にご理解いただくことがコミュニティ・スクールの充実につながる第一歩だと考えます。





# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



文部科学省の説明をイメージ化すると学校運営協議会のある学校としてのコミュニティ・スクールとそこで作られた目標やビジョンを共有する地域学校協働本部が並列して存在し、そこを協働活動推進員としてのコーディネーターがつないでいくという形です。

それをふまえ、雲南市が推進していきたいコミュニティ・スクールは学校運営協議会を核とし、地域学校協働活動までも包括した形でのコミュニティ・スクールです。学校運営協議会で決まった思いを形にしていくことのできる、地域・学校・家庭が思いを共有しながら取組を進めることのできる組織・体制を今後も各中学校区でバージョンアップしながら作っていきます。

## 地域で目指す子ども像【15歳時の目指す姿】



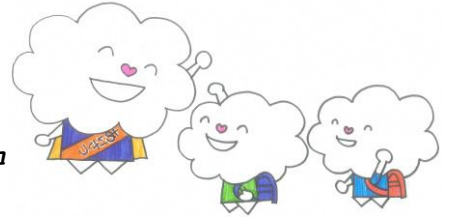
# 雲南市の考える コミュニティ・スクール



## コミュニティ・スクールの先にある未来

### ●地域総ぐるみで教育の当事者になっていく未来

- ・地域の大人と子どもたちが顔の見える関係となり、直接声をかけたりする場面が増える
- ・保幼小中での一貫したキャリア教育とセットになって、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりにつながる
- ・熟議や対話の中からそれぞれの独立した取組がつながりを持ち、子供たちの学びや成長を中心に連携・協働が深まっていく
- ・将来的には子どもたちもコミュニティ・スクールの中で自分たちの学びについて意見を述べることも期待できる



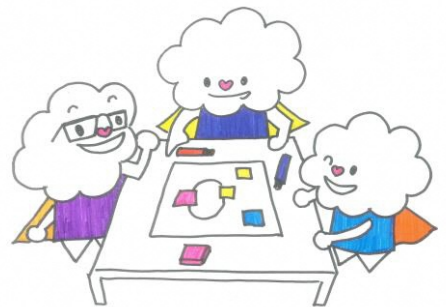
### ●子どもたちの学びや体験が充実する未来


- ・目標を共有したうえで、地域の特性を活かした学びを行うことにより、子どもたちの学びが今より豊かで広がりのあるものになる
- ・地域や家庭が子どもたちの育ちや学びをきちんと役割分担することにより、学校での学びの質や保護者や教員がきちんと児童・生徒と関わる時間を確保できる



### ●地域の課題解決に向けた取組や大規模災害等の緊急時の対応等に地域と学校、家庭が一丸となって取り組むことができる未来

- ・学校が保護者や地域の人と一緒に課題等に対する対応策を考え、実行に移す場面が増える
- ・地震や水害等の災害避難時にも、日頃の対話しやすい関係性が避難所運営等の場面で力を発揮し、避難所の運営がスムーズに進む





# 雲南市の考える コミュニティ・スクール

## ポイント

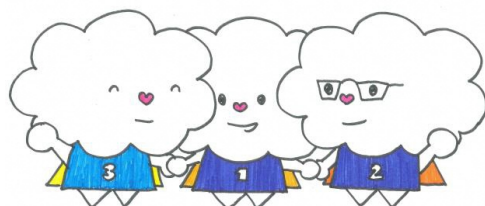
- コミュニティ・スクールの役割としてあげられる学校経営方針の承認については、地域や家庭（PTA）も等しく目指す子ども像に向かった経営方針や活動方針を承認することが望ましい。
- 目指す子ども像はできる限り具体的な姿を設定し、地域・学校・家庭がイメージしやすいものにする必要がある。そして、達成した際には新たな目指す子ども像を設定していくことが重要である。
- 文科省のイメージ図ではコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が並列しながら取組を進めていくイメージであるが、雲南市は学校（学校運営協議会）を核とし、目指す子ども像に向かって具体的な活動を進めていく地域学校協働活動（本部）を含めたものをコミュニティ・スクールとしてとらえている。
- 学校運営協議会は合議体であり、地域の子どもたちの学びや成長について必要な事項をしっかりと決める役割である。そのうえでその姿を目指すための取組を地域・学校・家庭で計画し進めていくことが求められる。
- 地域・学校・家庭それぞれの取組が独自に推進されることが最も重要である。そのうえで連携・協働することによって更に効果が上がることについては協議会や分科会等で検討され、推進されていくことにより、さらにコミュニティ・スクールの価値が上がっていくものと考えられる。
- 将来的には実際に教育を受けている側の児童・生徒が学校運営協議会や分科会等に参加し、自分たちが受けたい教育や目指す姿について対話できるような取組に深化することを期待している。
- 学校運営協議会がきちんと機能するためには、教職員やPTAの会員、地域自主組織の職員にその意義や価値、学校運営協議会で熟議されたことなどがしっかりと周知される必要がある。学校運営協議会の委員には協議会における熟議や決定事項についてきちんと関係者に周知・説明する義務が生じる。



# 雲南市のコミュニティ・スクール 基礎資料

●地域とともにある学校  
づくり推進事業資料

●各学校運営協議会  
規約・組織図（R2年度）





# 地域とともにある学校推進事業 (R2～)



## ●地域とともにある学校推進事業とは

第4次雲南市教育基本計画案(R2年度～6年度)では、子どもの学びや育ちを支える仕組みとして、「『夢』発見プログラムのさらなる充実」「コミュニティスクールの活性化」「各種コーディネーターの効果的活用と連携の強化」を基本的な柱と位置づけた。これらの取り組みを推進していくために、既存事業を再編・統合するとともに、各中学校区に予算を配分し(均等・規模・活動実績割)、学校運営協議会において用途を検討・決定するなど、学校や地域の実情に応じた教育活動を展開できるようにする事業

各中学校区のコミュニティ・スクールにおいて設定された目指す子ども像の実現に向かい、それぞれの中学校区で特に注力していきたい取組(ふるさと教育・特色ある教育活動・地域コーディネーターの配置・地域と連携した放課後学習の推進等)を検討していただき、その取組の推進に向けて予算も弾力的に活用ができるようにしている。

学校が予算もセットで取組を地域・家庭と共有することで、これまでの取組が更に深化され、地域家庭との連携・協働の意識がさらに進んでいくということを目指している。

地域コーディネーターは配置から時間が経ち、地域コーディネーターも世代交代を迎えつつある。どのような人に、どのような働き方でその職を担ってもらうべきかについても学校だけでなく、地域もともに考えていただくことで、地域学校協働活動なども更なる広がりや深まりにつながっていくことが期待される。

コミュニティ・スクールから生まれる取組を焦点化することで、学校・地域・家庭においてコミュニティ・スクールがイメージしやすいものになるね



# 地域とともにある学校づくり推進事業

## 事業のねらい

- 社会に開かれた教育課程の実現
- 第4次雲南市教育基本計画の具現化

### ふるさと教育の推進

ふるさと教育に係る講師謝金等について、学校の規模に関係なく、すべての小中学校に同額を配分している。今後は各中学校区に配分した予算を効果的に活用できるようにする。  
各学校の核となるふるさと教育の取組については、コミュニティスクールにおいて内容を検討し、実施する。

### 地域コーディネーターの配置

学校と地域を結ぶための人材として、すべての小学校に地域コーディネーターを配置している。今後、人選困難な場合、地域CNが複数校を担当することも可能とし、協議会で検討する。

### 地域学校協働活動の推進

中学校区の目指す子ども像を受け、子どもに関わる地域の様々な団体がこれまで行ってきた取組について再度内容を検討したり、新たな取組を模索したりすることのできる関係づくりや取組の評価を行っていく。また、その中で新たな繋がりができ、子どもにとって価値ある活動が生まれていく。

### 学校運営協議会の設置

7つの中学校区全てに学校運営協議会を設置。各中学校区での目指す子ども像を決定し、地域・学校・保護者が同じ方向に向かって取組を進めていく。  
ふるさと教育や放課後学習、地域CNの配置等についても議論を行い取組の推進母体としての役割を持つ。

## 『夢』 発見プログラム

### 特色ある教育活動の推進

各校や各中学校区の特色ある学習活動を支援するために校長協議会補助金を通じて、活動費を交付している。今後は中学校区に予算を配分し、特色に応じて効果的に活用できるようにする。

### 地域と協働した放課後学習等の推進

放課後に中学校の空き教室でタブレットを使った学習や、長期休業時に交流センター等で宿題等を行う学習活動の推進

地域・  
学校・  
家庭の  
連携・協働  
  
教育支援CN  
の配置  
  
市教委の  
バックアップ

# 各中学校区での目指す子ども像



## 各中学校区の目指す子ども像

《雲南市》

「知恵と勇気と誇りをもったたくましい雲南の子ども」(雲南市共通目標)

【大東】

自分と人と地域を愛し、挑戦し続ける子ども

【海潮】

「思いをつたえよう」(こ小中一貫教育合言葉)

健康で意欲のある子ども 感性豊かな子ども 心やさしく思いやりのある子ども

【加茂】<大人たちも規範となるふるまいを!>を謳って

①あいさつ・ふるまい ②地域への愛着 ③主体的な学習

【木次】

①ふるさとに愛着をもち、多様な他者と進んで関わる子ども

②心身ともに健康で、しなやかさとたくましさのある子ども

③自ら判断し、生き生きと表現する子ども

【三刀屋】

将来に志をもつ子 ふるまいを向上させる子 ふるさとみとやを愛する子

【吉田】

学校・保育所と地域が連携・協働しながら、小規模校の良さを生かし、保・小・中の一貫した保育・教育を通して、吉田を愛し、心豊かに、たくましく生きる子どもを育成する。

【掛合】

人間力 ○心豊かで思いやりのある子ども

○自己肯定感・自己有用感を高め、自ら考え積極的に行動できる子ども

学力(プロジェクトチーム) ○将来の夢や目標に向かって学び続ける子ども

体力(学校保健部会) ○心身ともに健康でたくましい子ども

社会力(交流部会) ○ふるさとを知りふるさとを大切に思う子ども

○地域社会へ貢献しようとする子ども

# 大東中校区

## 大東中学校区学校運営協議会規約（抜粋）

### （名称）

第1条 本会は、大東中学校区学校運営協議会（以下「協議会」）という。2 協議会は、雲南市教育委員会（以下「教育委員会」）が定める雲南市学校運営協議会規則（雲南市教育委員会規則第3号）に基づき、大東中学校区（以下「校区」）に設置する。

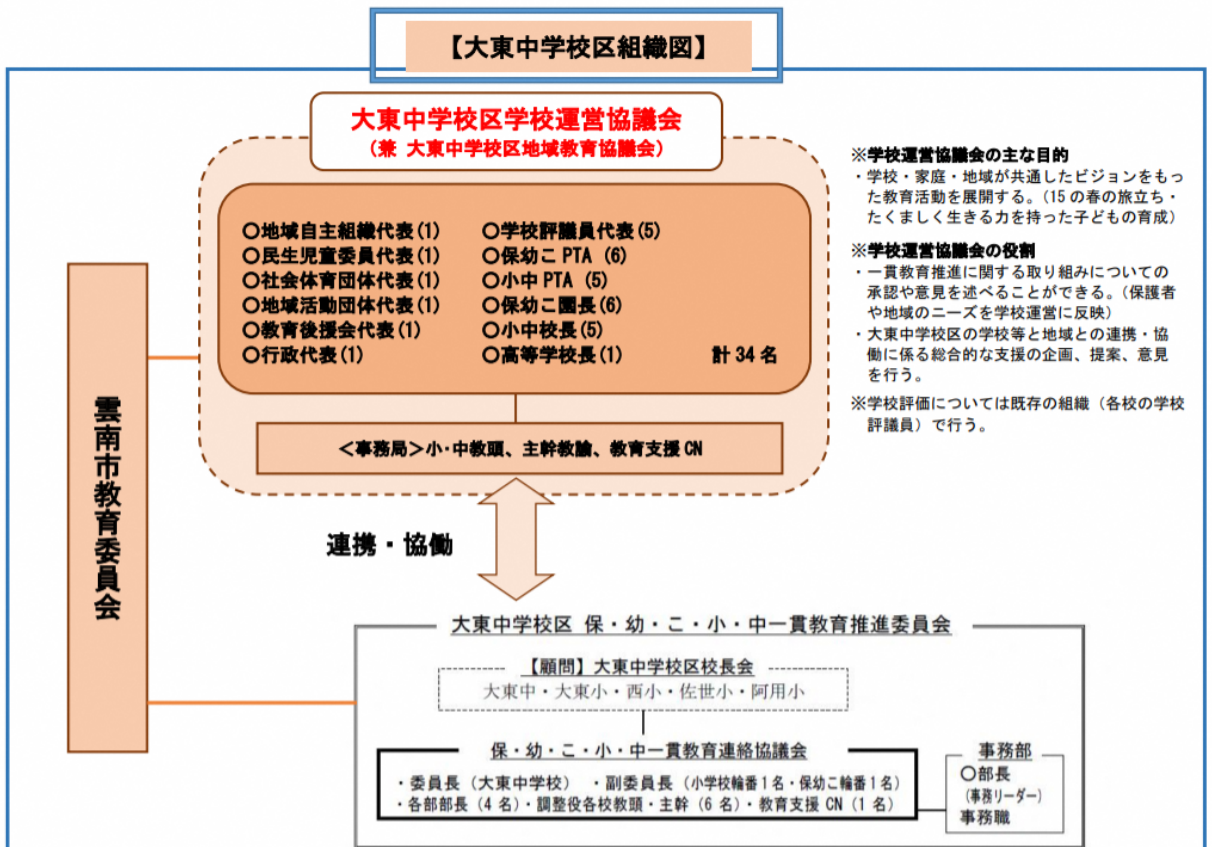
### （目的）

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」）の校区の保幼こ小中高一貫教育についての連携 強化を進めることにより、園、学校と地域住民等と信頼関係を深め、保育及び教育の充実、園・学校運営の改善や園児、児童、生徒の健全育成に取り組むものとする。

### （委員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」）は以下の各号に掲げる者のうちから校長が協議の上推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 地域自主組織からの代表
- (2) 学校の保護者からの代表
- (3) 保育園および幼稚園の保護者からの代表
- (4) 民生児童委員からの代表
- (5) 行政関係者からの代表
- (6) 校区の園長
- (7) 校区の校長
- (8) その他校長が協議の上適当と認めるもの





# 海潮中校区



## 海潮地区学校運営協議会会則（抜粋）

（趣旨）

第1条 本会則は、雲南市教育委員会（以下「教育委員会」）が定める雲南市における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（雲南市教育委員会規則第3号）第16条に基づき、海潮中学校区（以下「校区」）に設置する海潮地区学校運営協議会（以下「協議会」）について必要な事項を定めるものとする。（学校運営協議会）

第2条 協議会は校区に設置されている海潮こども園、海潮小学校及び海潮中学校（以下「園・学校」）の基本的な方針に係る以下の事項について承認する。

- (1) 園・学校経営計画に関する事項
- (2) 保育課程及び教育課程の編成に関する事項
- (3) 施設、設備等の管理及び整備に関する事項
- (4) 園・学校評価に関する事項
- (5) その他、教育委員会及び園長・校長が必要と認める事項（意見の申出）

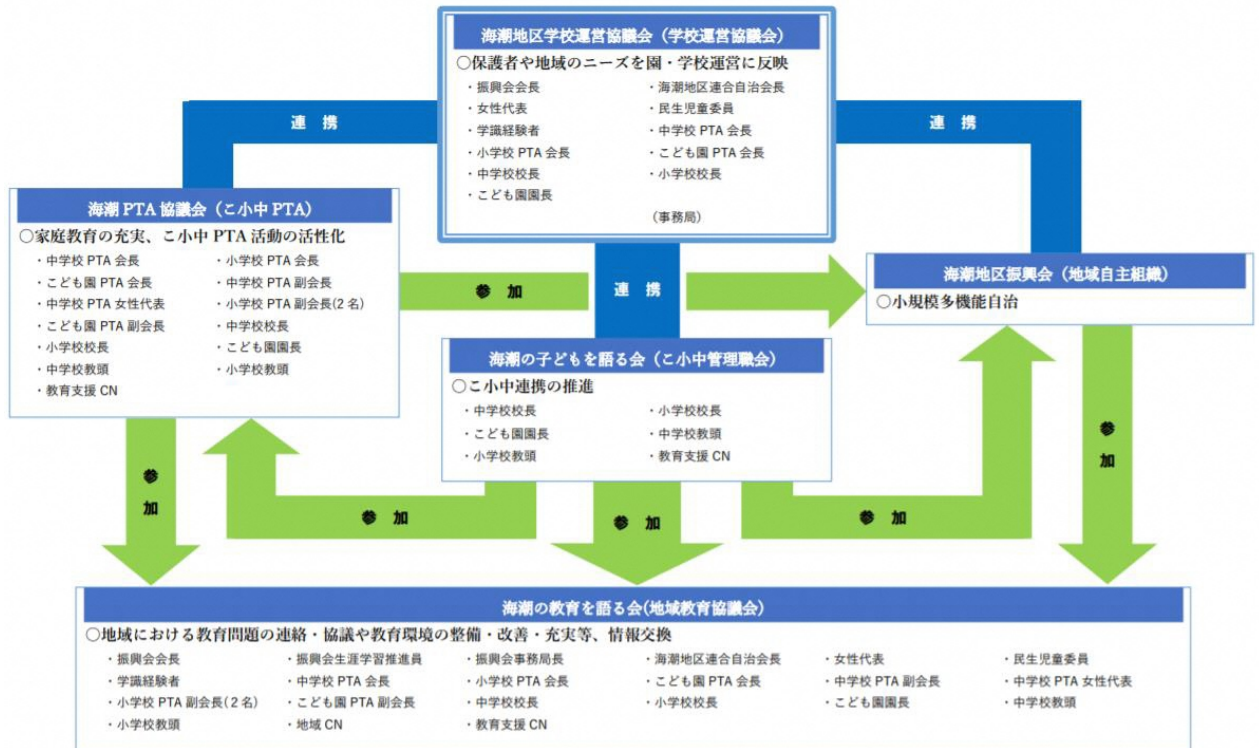
第3条 協議会は学校運営に関することについて、教育委員会または園長・校長に意見を述べるができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、園長・校長を通じて行わなければならない。

（委員）

第4条 協議会の委員（以下「委員」）は以下に掲げる者のうちから園長・校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 園・学校の保護者 3名
- (2) 校区の住民 4名
- (3) 園・学校の教職員 3名
- (4) 学識経験者 1名
- (5) その他、教育委員会が適当と認める者

こども園・小学校・中学校及び地域・保護者が連携した海潮の教育



# 加茂中校区

## 加茂地区学校運営協議会規約（抜粋）

### （名称）

第1条 本会は、雲南市教育委員会（以下「教育委員会」）が定める雲南市学校運営協議会規則に基づき、加茂中学校区（以下「校区」）に設置される協議会で、加茂地区学校運営協議会（以下「協議会」）と称する。

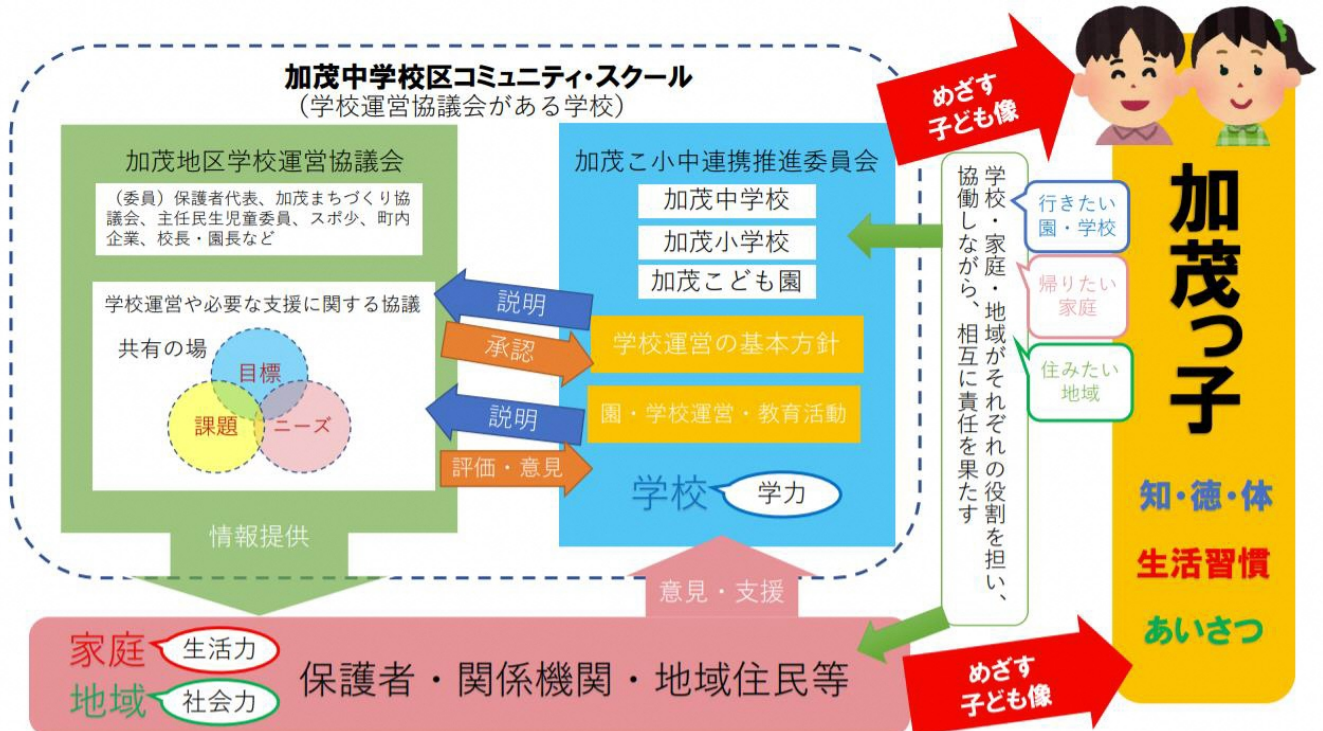
### （目的）

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」）の校区のこども園、小学校、中学校（以下、園・学校）運営への参画や連携・協働を進めることにより、園・学校と地域住民等との信頼関係を深め、「夢」発見プログラムの推進、教育及び保育の充実、園・学校運営の改善や園児、児童、生徒の健全育成に取り組み、将来 地域社会の発展に貢献する意欲と態度を備えた人材の育成を目指すものとする。

### （委員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」）は以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 加茂まちづくり協議会代表者
- (3) 加茂教育振興会長
- (4) 地元企業代表者
- (5) 加茂スポーツ少年団代表者
- (6) Yu-Gaku加茂スポーツクラブ代表者
- (7) 校区の主任児童委員の代表者
- (8) 校区の子育て支援センター代表者
- (9) 加茂総合センター管理職
- (10) 校区の園長、校長
- (11) 園・学校の保護者代表（PTA会長等）
- (12) その他園長・校長が適当と認めるもの



# 木次中校区



## 木次地区学校運営協議会規約（抜粋）

### （名称）

第1条 本会は、木次地区学校運営協議会（以下「協議会」という。2 協議会は、雲南市教育委員会（以下「教育委員会」）が定める雲南市における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（雲南市教育委員会規則第3号）第3条に基づき、木次中学校区（以下「校区」）に設置する。

### （目的）

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」）の校区の保・幼・こ・小・中一貫教育についての連携強化を進めることにより、園、所、学校と地域住民等と信頼関係を深め、保育及び教育の充実、園・所・学校運営の改善や乳幼児、児童、生徒の健全育成に取り組むものとする。

### （委員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」）は以下の各号に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 地域自主組織からの代表
- (2) 学校・園・所の保護者からの代表
- (3) 主任児童委員、民生児童委員からの代表
- (4) 社会教育委員からの代表
- (5) 行政関係者からの代表
- (6) 校区の園長、所長、校長
- (7) 企業代表
- (8) 教育支援コーディネーター
- (9) その他校長が適当と認めるもの

### 【木次地区学校運営協議会組織図】

#### 木次地区学校運営協議会

- 地域自主組織代表(8)
  - 小中 PTA 代表(1)
  - 主任児童委員・民生委員代表(1)
  - 行政代表(1)
  - 社会教育委員代表(1)
  - 小中学校長(5)
  - 保幼こ園長・所長(6)
  - 教育支援 CN (1)
  - 企業代表(1)
- 計 25 名

連携・協働

説明・承認、評価、意見

#### ※学校運営協議会の役割

- ・一貫教育推進に関する取り組みについて、意見を述べることができる。（保護者や地域のニーズを学校運営に反映）
- ・木次中学校区の学校等と地域との連携・協働に係る総合的な支援の企画、提案、意見
- ※学校運営協議会開催の主な目的
- ・学校・家庭・地域が共通したビジョンをもった教育活動を展開する。（15の春の放立ち・たくましく生きる力を持った子どもの育成）
- ・木次町の実情を踏まえた特色ある学校作りに向けての役割の明確化。

#### 『木次の子どもを育てる会』

木次地区 保・幼・こ・小・中一貫教育推進委員会

木次の子どもを育てる会代表者会

木次中・木次小・斐伊小・寺嶺小・西日室小

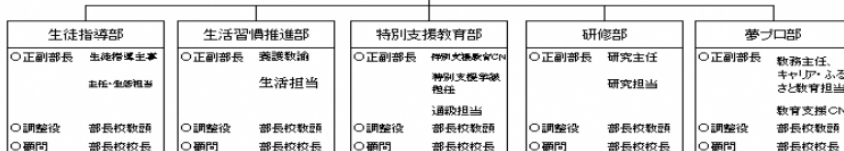
木次こ 斐伊こ 寺嶺幼・西日室幼・斐伊保・四ツ箇学園保

木次の子どもを育てる会連絡協議会

委員長(木次中学校長) 副委員長(小学長1名・保幼こ1名 ※輪番)

各部署長(5名) 調整役数頭(5名) 事務局(木次中数頭・教育支援CN)

事務局  
○幹事(コーディネーター)  
事務組



※幼稚園・こども園・保育所も各部門に所属して、可能な限り部会に参加する。  
※広報紙の企画・発行については事務局で行う。

※学校評価については既存の組織(各校の学校評議員)で行う。





# 三刀屋中校区

## 三刀屋地区学校運営協議会規約(抜粋)

(名称)

第1条 この会は、三刀屋地区学校運営協議会(以下「協議会」という。

2 この協議会は、雲南市教育委員会(以下「教育委員会」)が定める雲南市における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則(雲南市教育委員会規則第3号)第16条に基づき、三刀屋中学校区(以下「校区」)に設置する。

(目的)

第2条 この協議会は、三刀屋地区の保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校(以下、園・所・学校)における保育及び教育の充実に学校・家庭・地域が連携して取り組むことを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は校区に設置されている園・所・学校の経営方針について承認する。

2 協議会は以下の各号に掲げる事項について、教育委員会または園長・所長・校長に意見を述べることができる。

- (1) 三刀屋町保幼こ中連携会議の取り組みに関する事項
- (2) その他、教育委員会及び園長・所長・校長が必要と認める事項

(委員)

第4条 協議会の委員(以下「委員」)は以下の各号に掲げる者を園長・所長・校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 地域自主組織の代表者 5名
  - (2) 園・所・学校の保護者 1名
  - (3) 民生児童委員の代表者 1名
  - (4) 主任児童委員の代表者 1名
  - (5) 社会教育委員の代表者 1名
  - (6) 行政関係者 1名
  - (7) 学校等経験者 1名
  - (8) 校区の園長、所長、校長 6名
  - (9) 校区の教頭 3名
  - (10) 校区の教育支援コーディネーター 1名
  - (11) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の任期は1年とする。



三刀屋町民全体で 育成をめざす子ども像

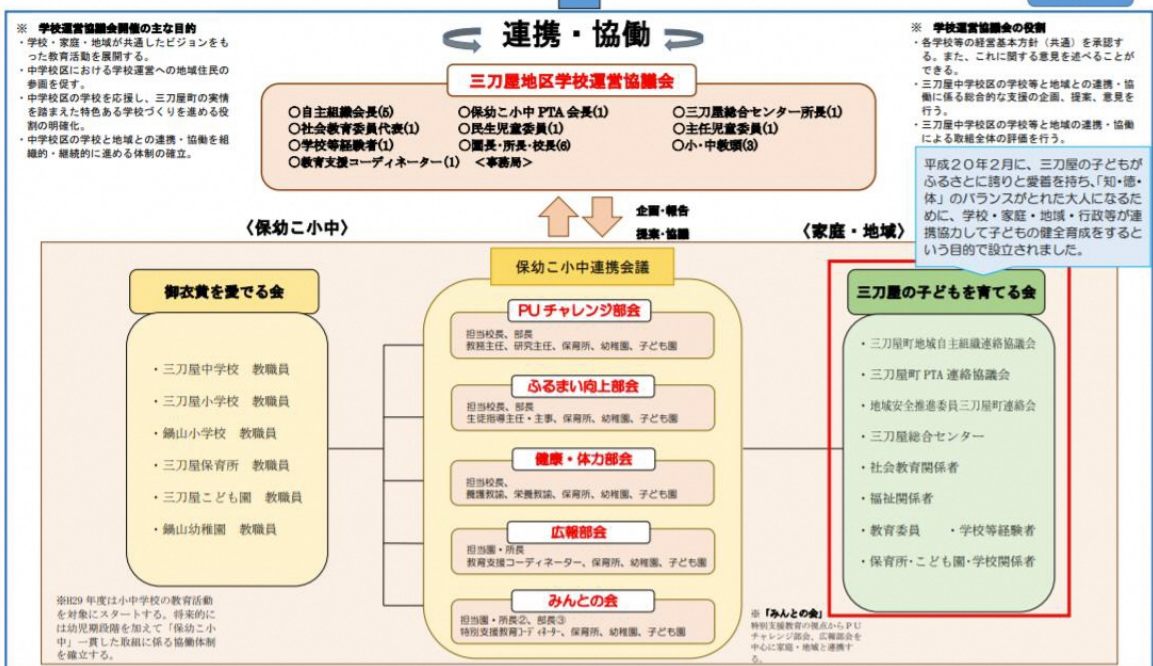
【将来に志をもつ子】

【ふるまいを向上させる子】

【ふるさとみとやを愛する子】



H29.7.10改訂版



※「三刀屋の子どもを育てる会」は地域教育協議会を兼ねる。



# 吉田中校区



## 吉田コミュニティ・スクール学校運営協議会要綱(抜粋)

第1(名称) 本会は、「雲南市学校運営協議会規則」に基づく学校運営協議会で、名称を「吉田コミュニティ・スクール学校運営協議会」とする。

第2(目的) 本会は、各学校の教育目標や各保育所の保育目標の実現のため、次に掲げる事項の達成を目指すことを目的とする。  
 (1) 地域と連携しながら、小規模の良さを生かし、保・小・中の一貫した保育・教育をとおして、吉田を愛し、心豊かに、たくましく生きる子どもを育成する。  
 (2) 保護者及び地域住民等の学校・保育所運営への参加の促進や連携の強化を進め、吉田に根ざした学校や保育所をつくる。  
 (3) 学校と保育所との連携を強化して、学校と保育所が地域と一体となって、将来地域社会の発展に様々な形で貢献する意欲と態度を備えた人材を育成する。

第3(組織) 1 本会は、校長、保育所長のほか、次に掲げる者の中から、校長及び保育所長が推薦し、教育委員会が任命した委員をもって組織する。

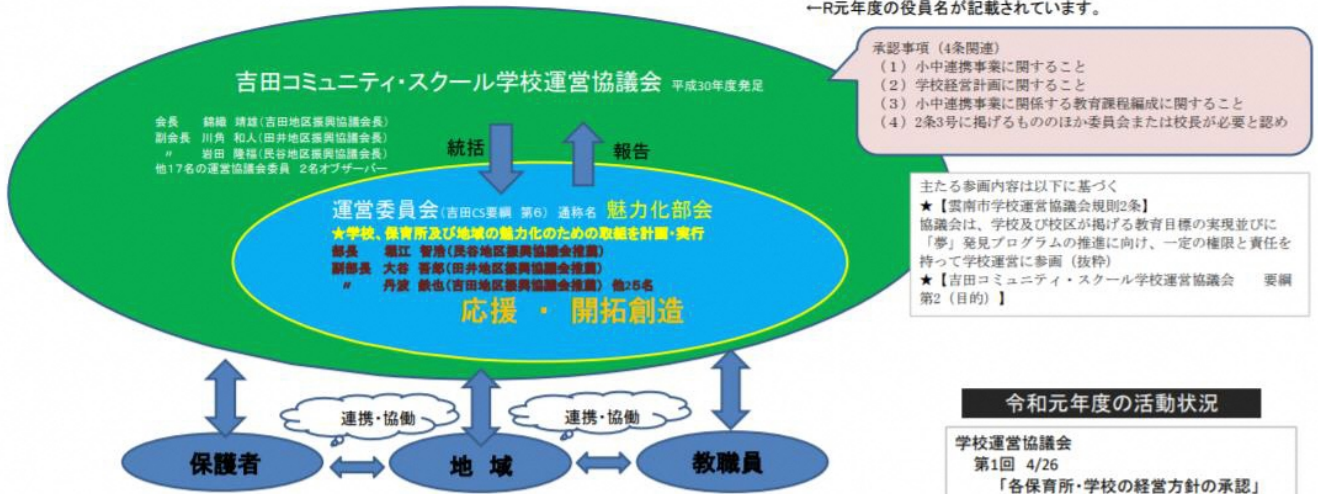
- (1) 各校 PTA 会長あるいは会長が委嘱する PTA 会員
- (2) 各保育所 PTA 会長あるいは会長が委嘱する保護者
- (3) 各地区振興協議会長
- (4) 吉田総合センター所長
- (5) 吉田中学校区配置の教育支援コーディネータ
- (6) 町内小学校配置の地域コーディネーター
- (7) 町内主任児童委員
- (8) 学識経験者
- (9) 各校・各所教職員
- (10) 町内の事業所や法人等の代表者
- (11) その他吉田コミュニティ・スクール運営協議会が必要と認める者
  - 2 男女のバランスを考慮しなければならない。
  - 3 委員は地方公務員法(昭和25年法律第216号)第3条第3項に規定する特別職の身分を有する。

吉田コミュニティ・スクール 学校運営協議会 (雲南市教育委員会規則第3号)

★組織概要図

R2.4/20 教職員の集い 説明資料

—R元年度の役員名が記載されています。



### 令和元年度の活動状況

学校運営協議会	第1回 4/26	「各保育所・学校の経営方針の承認」
	第2回 2/28	「各保育所・学校評価の関係者評価」
魅力化部会	第1回 6/3	第2回 10/21
		第3回 2/14

【園・学校が現在連携して取り組んでいることを応援します】

園	★吉田の自然に親しむ活動 川遊び	今までできていたことを見直し持ち持ち再構築します。
校	★外国語活動、外国の授業の充実	・地域の行事
夢プラン	★表現力を高める活動(合唱・鼓笛隊・絵画)	・学校の行事
	★たたらを生かした授業の創造	・子供会の行事
	★自然に親しむ活動(スキー実習)	・その他
		構築のあり方の検討



# 掛合中校区

## 掛合地区学校運営協議会 規約（抜粋）

(名称)

第1条 本会は「掛合地区学校運営協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「雲南市学校運営協議会規則」に基づき、目指す掛合の子ども像の実現と「夢」発見プログラムの推進に向け、学校・地域・家庭が、それぞれ責任と役割を持って学校運営に参画する。

(1) 学校・地域・家庭が一体となり、小中学校の教育基本方針を共有し、連携・協働により取り組む。

(2) 保育所から高校までの学びや成長を地域全体で見守り、将来の地域の担い手となる人材の育成に取り組む。

(組織)

第3条 本会は、次の各号に掲げる者のうちから、掛合中学校区の小中学校長が推薦し、雲南市教育委員会が委嘱した委員をもって組織する。

(1) 掛合中学校区の保小中高等学校の保護者

(2) 掛合中学校区の園児、児童、生徒の健全育成にかかわる活動をする機関・団体の長、または長の推薦する者

(3) 掛合中学校区の保小中高等学校の校長等

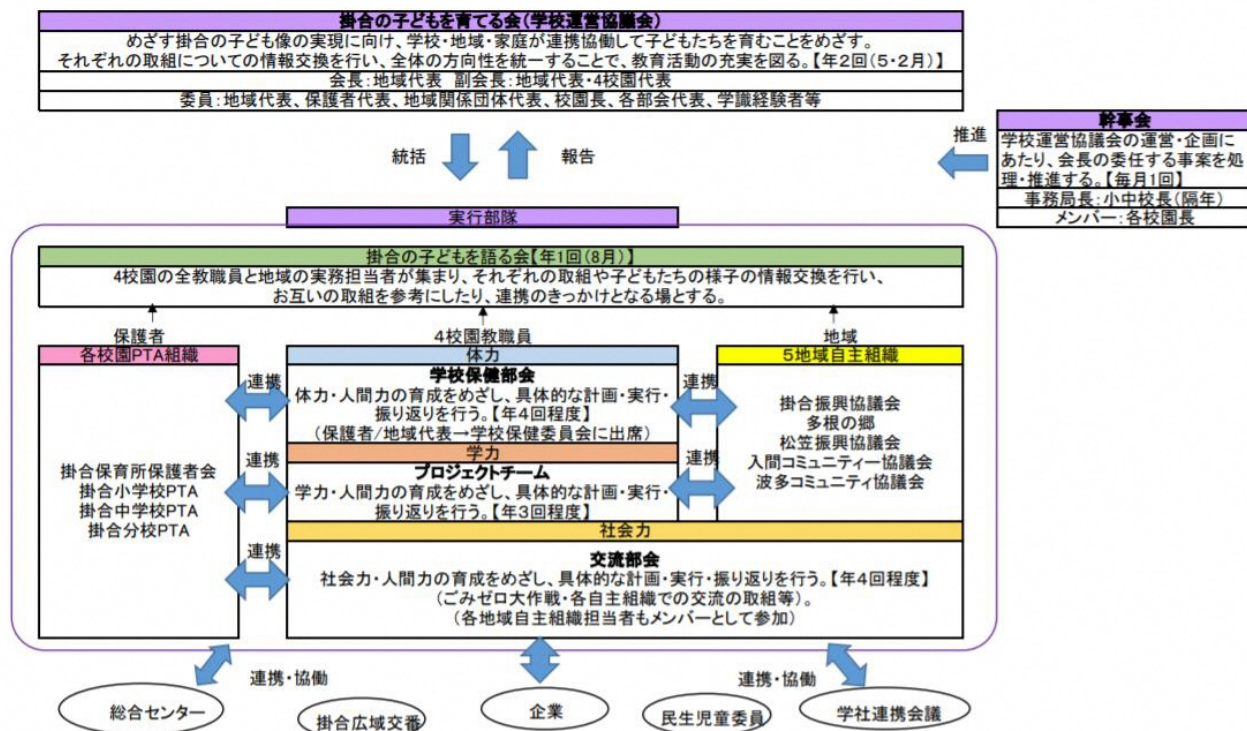
(4) 掛合中学校区の保小中高等学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他校長が必要と判断する者

掛合中学校区コミュニティ・スクール 体制図



※重点目標の設定&見直しについて・・・中長期的な目標で子どもたちの成長のための取組を行うために、3年を目安に期間をきめて計画・見直しを行っていく。  
※部会について・・・4校區の全ての教職員が所属する。ただし、部会は各校區の代表者各1名が参加し、代表者が校内に共有していくこととする。4校區の校區長を顧問とする。

# 中学校区での特色ある取組

## あいさつを軸とした地域・学校・家庭での取組

### 加茂中学校区



### 小・中学校合同での朝のあいさつ運動

加茂中学校区では、コミュニティスクールの取組としてあいさつを軸に進めています。

地域のオアシス運動との合同や小中学校での合同であいさつ運動を実施しています。加茂地区では『大人が範を示す』ということ大切に、子どもに言ってやらせるのではなく、大人が子供のなっしてほしい姿を自ら示してみることにチャレンジ中です。

目印としてののぼり旗を制作しました。これまでは町内の事業所を中心に設置をしていただいていた。R2年度は各自治会へも2つずつ配布し、これまで以上に加茂町内の皆さんの目につく状態になりました。



### 木次中学校区

### あいさつ日本一のまちを目指して

木次中学校区では、保幼こ小中の先生方の連携した取組の中から「あいさつ日本一の学校」を目指した取組を進めようというアイデアが生まれました。コミュニティスクールにおいて地域の皆さんとそのアイデアを共有したところ、地域も一緒になって「あいさつ日本一のまち」を目指そうということで合意されました。

地域自主組織と学校とでのぼり旗を作成し、学校でのあいさつの取組の強化、各自主組織でのあいさつの取組の強化、「あいさつ日本一のまち」への取組の広報をそれぞれに一緒に行うなど連携した取組をスタートしています。





# 中学校区での特色ある取組

## 地域が主体的にコミュニティスクールに関わる取組

### 吉田中校区 吉田魅力化部会

吉田中校区はコミュニティスクールの設置以前から、吉田中学校区での取組に地域がしっかりと関わって進めていました。

コミュニティスクール設置後は『魅力化部会』という地域が主体となった地域学校協働活動の実働部隊が整備され、吉田中校区のコミュニティスクールの推進に尽力いただいています。

R2年度は夏の奉仕作業の3校同日開催と、それぞれの取組についてきちんと理解を深めていく目的で吉田町内巡りを実施されました。



それぞれの取組  
を知ろう  
～吉田町内巡り～



## 夏季奉仕作業同日実施





## 学校はだれのもの（学校は地域に浮かぶ船）

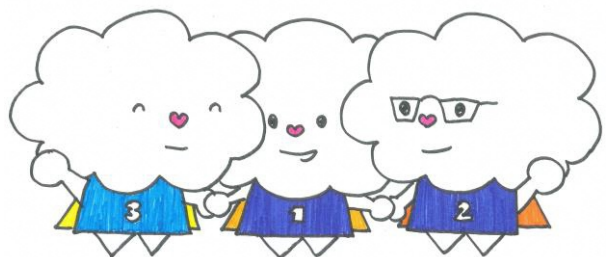
「学校は、地域に浮かぶ船である。」と言われます。学校が船ですので、海（という地域）がなければ、（学校は）進むもことも、まずもって浮かぶことすらできません。その波が穏やかでなければ安全に安心して航海を続けることは難しくなります。つまり、学校の在り様はそのまま地域の姿であるといっても過言ではないでしょう。

学校での「学び」は疑う余地もなく子どもたちのものです。その学びをきちんとプロとして設計し、管理していくのが学校の役目です。学校での「学び」という航海がスムーズに行われていくためには、家庭という海、地域という海が穏やかであることが必要になってきます。この海が荒波である必要は全くありません。安全・安心な環境の中で子どもたちの学びを保障していくことが大切です。

このような姿になるためには、学校が地域に開かれ、地域も学校に開かれた状態が必要となります。これが「学校を核とした地域づくり」「地域とともにある学校」の目指す姿であると思います。

これまで長い年月をかけて学校は地域とともに作り上げてきた象徴であり、誇りでもあります。地域の皆さんはぜひ「学校は地域のものである」と胸を張っていただけるように、学校の取組に関心を持っていただき、コミュニティ・スクールの動きに関心を持っていただきたいと思います。

大人が自分たちの「学び」に関心を持っていただいているということが分かるだけで子どもたちの自信につながっていきます。



【付録】

# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール



## これからの 学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール

## はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

## 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

**背景** 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

### ◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

### ◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

### ◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

### ◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

- ◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）
- ◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

**コミュニティ・スクール**



**地域学校協働活動**

「目標」や「ビジョン」  
の共有

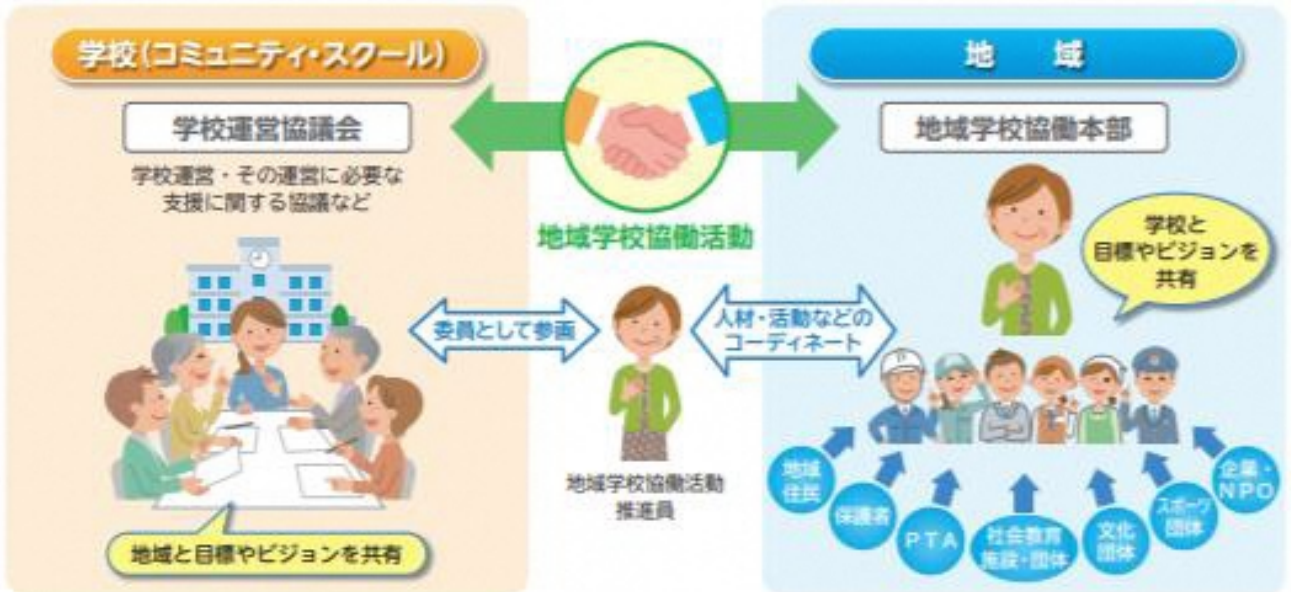
「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！



# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール



## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議<sup>(※)</sup>等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで、相乗効果**を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。





# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール

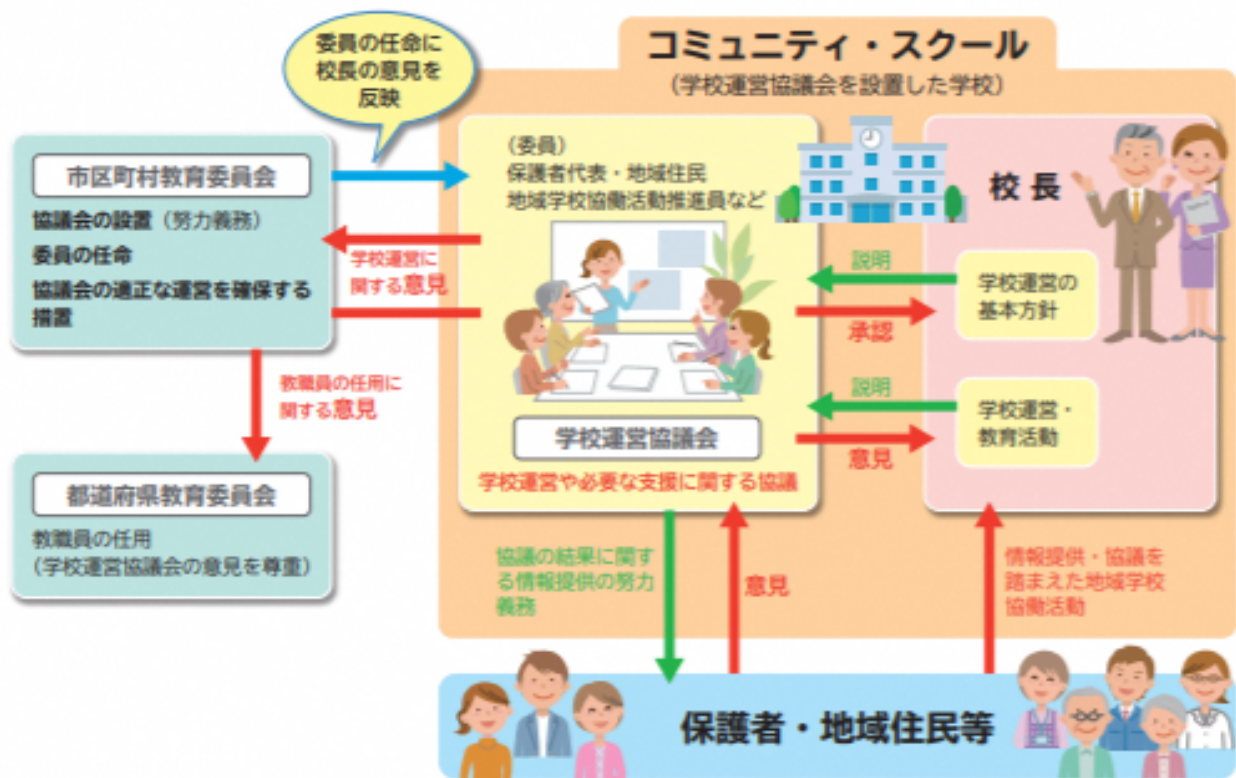
## コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営と  
そのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



## 学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール



## 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

### 学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化技能学習 など



### 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



### 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



### 地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・技能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



出典：「これからの学校と地域」（文部科学省）





# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール

## 地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。  
「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。  
「地域学校協働活動推進員」として法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



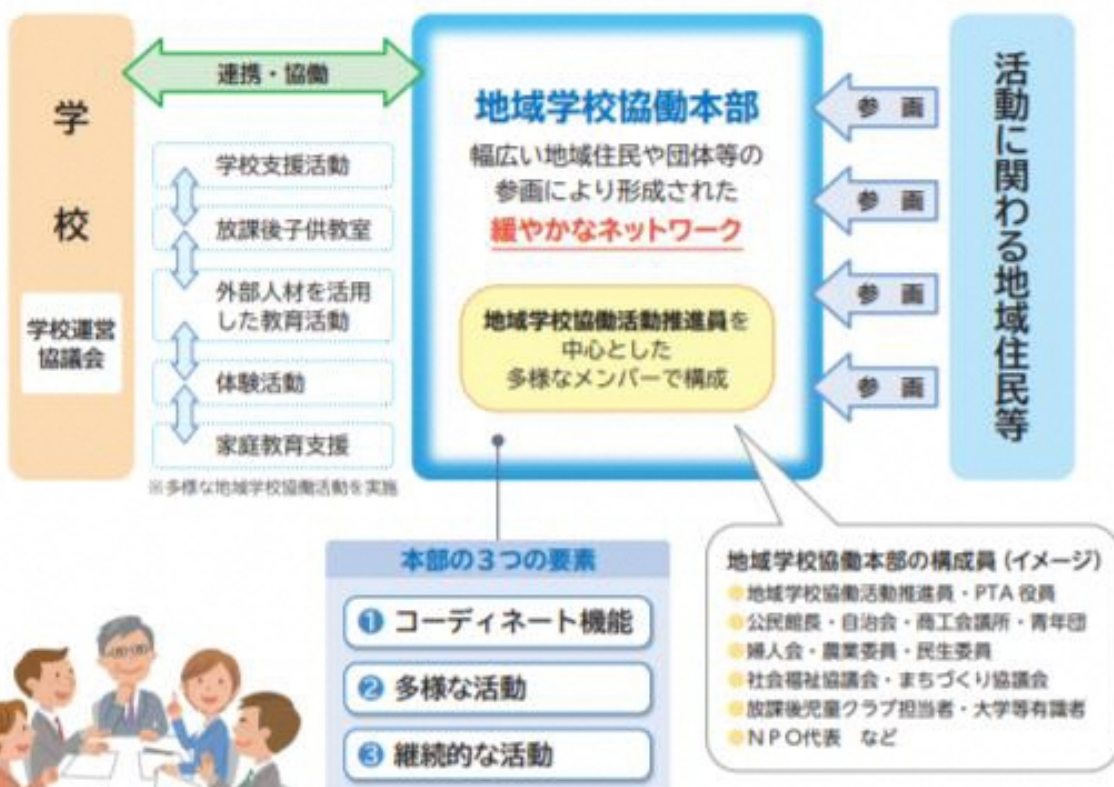
### 主な役割

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



## 地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効です。  
教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。

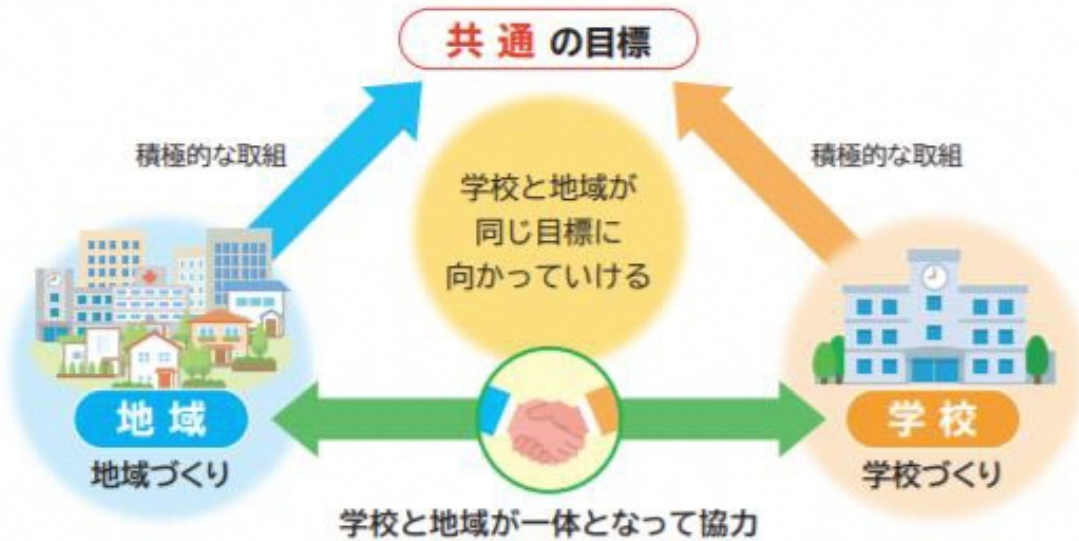




# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール



## 学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話
- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう
- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている
- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

# 文部科学省の資料から見る コミュニティ・スクール

## ポイント

○子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、その解決の鍵は**地域・学校・家庭の連携・協働**にある。

○子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長と学びの確保のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠である。

○子ども供たちの未来のために、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有することが重要**である。

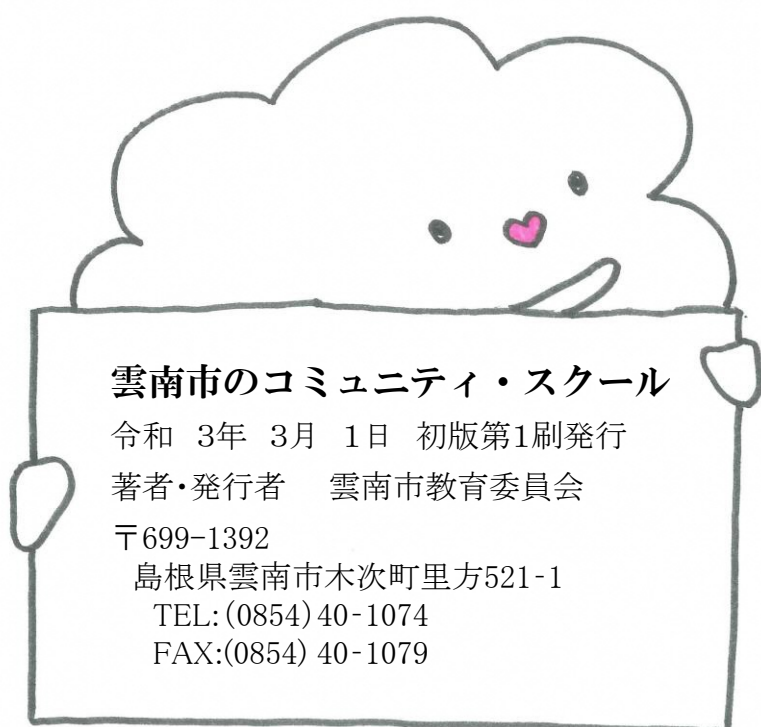
○コミュニティ・スクール(学校運営協議会)は、**地域学校協働活動(地域学校協働本部)**とセットになり、協議会で作成した**目標やビジョンの具現化に向けた取組を行っていくことが重要**である。

○コミュニティ・スクールで必ず行われるべき役割は校長が作成した学校運営の方針を承認することである。教職員の任用については各市町村の規則の範囲内で意見を述べるができることとあり、必須事項ではない。

○コミュニティ・スクールは**地域・学校・家庭から選ばれた委員が対等な立場で対話や熟議を行う合議・決議機関**である。

○コミュニティ・スクールの委員は法的に認められた立場であり、**協議会で決まったことを関係機関などに広く周知する努力義務**がある。





**雲南市のコミュニティ・スクール**

令和 3年 3月 1日 初版第1刷発行

著者・発行者 雲南市教育委員会

〒699-1392

島根県雲南市木次町里方521-1

TEL:(0854) 40-1074

FAX:(0854) 40-1079



